

1 国の防災基本計画の修正（H30.6月、R元.5月）を踏まえた修正

資料 1-2 「令和元年度兵庫県地域防災計画の新旧対照表（主なもの）」

(1) 神戸市の救助実施市指定に伴う対応（災害救助法の改正）

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 (略) 第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要 兵庫県災害対策本部 その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に 係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災 関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係 機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保 安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、 ヤマト運輸(株)関西支社 ② (略) (2)～(6) (略) 2～3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 (略) 第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要 兵庫県災害対策本部 その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に 係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災 関係機関の職員等の出席を求めることとする。参加の出席を求める防災関係 機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保 安本部、<u>神戸市</u>、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫 県支部、ヤマト運輸(株)関西支社、<u>ひょうごボランティアプラザ</u> ② (略) (2)～(6) (略) 2～3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>災害救助法の改正に基づき、神戸市が救助実施 市に指定されたことを受けて、「兵庫県災害救助 資源配分・調整マニュアル」に基づく救助の実施 や、県災害対策本部への神戸市の派遣、応急仮設 住宅の建設に係る神戸市との調整に関して修正</p>
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 災害救助法の適用 第1 (略) 第2 内容 1 適用基準 知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にあ る場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用すること とする。 (1) 市町(神戸市にあっては市の区域又は区の区域)内で住家の滅失世帯数が 基準以上であること(災害救助法施行令第1条第1項第1号) (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町(神 戸市にあっては市の区域又は区の区域)の区域内で住家の滅失世帯数が基準 以上であること(災害救助法施行令第1条第1項第2号) (3)～(4) (略)</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 災害救助法の適用 第1 (略) 第2 内容 1 適用基準 知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にあ る場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用すること とする。(救助実施市を除く) (1) 市町内で住家の滅失世帯数が基準以上であること(災害救助法施行令第1 条第1項第1号) (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町の区 域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること(災害救助法施行令第1条第 1項第2号) (3)～(4) (略)</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>2 適用手続</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、次の(2)により市町長等から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。</p> <p>(2) 市町</p> <p>市町長は、該当市町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① 県</p> <p>県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。</p> <p>なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長に通知することとする。</p> <p>ア 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 市町</p> <p>市町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。その実施の細目については、あらかじめ市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>2 適用手続</p> <p>(1) 県</p> <p>知事は、次の(2)により市町長等(救助実施市を除く)から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定することとする。</p> <p>(2) 市町(救助実施市を除く)</p> <p>市町長は、該当市町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>① 県</p> <p>県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。</p> <p>なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長(救助実施市を除く)に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長(救助実施市を除く)に通知することとする。</p> <p>ア 市町長(救助実施市を除く)が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。</p> <p>イ (略)</p> <p>② 市町(救助実施市を除く)</p> <p>市町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。その実施の細目については、あらかじめ市町地域防災計画に定めることとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 救助実施市との連携</p> <p>神戸市が災害救助法第2条の2の救助実施市に指定されたことに伴い、県と神戸市は「兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル」に基づき、関係機関、民間事業者とも連携の上、被災者の救助を実施することとする。</p> <p>6 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画  第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開  第5節 住宅の確保  第1 (略)  第2 内容  1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与  (1) (略)  (2) 応急仮設の供与要請  ① (略)  ② 市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。  ア 被害戸数  イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所  ウ 連絡責任者  ③ 県は、市町から供給あつせんの要請があつたとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。  ④ 県は、市町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設  ① 実施機関  応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。  なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。</p> <p>② (略)  (4)～(7) (略)  3～7 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画  第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開  第5節 住宅の確保  第1 (略)  第2 内容  1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与  (1) (略)  (2) 応急仮設の<u>要請・供与</u>  ① (略)  ② <u>救助実施市を除く市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請し、救助実施市は必要戸数を県に報告する。</u>  ア 被害戸数  イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所  ウ 連絡責任者  ③ 県は、<u>救助実施市を除く市町</u>から供給あつせんの要請があつたとき、又は必要があると認める場合、自ら対応する。  ④ 県は、<u>救助実施市を除く市町</u>からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設  ① 実施機関  応急仮設住宅の建設は県又は救助実施市が実施し、維持管理は市町で実施することとする。<u>県は、救助実施市分を取りまとめて協定団体へ建設を要請する。被災範囲が救助実施市のみの場合、救助実施市は、②のウによる協定団体へ直接建設を要請し、その内容を県へ報告する。</u>なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、<u>救助実施市を除く市町</u>による建設も検討することができる。</p> <p>② (略)  (4)～(7) (略)  3～7 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

(2) 5段階の警戒レベルでの防災情報の提供

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画            第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第4節 避難対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 避難の実施            (1) (略)            (2) 避難のための勧告及び指示            ① 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の基準</p> <p>ア 市町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令することとする。</p> <p>イ 市町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。</p> <p>ウ 市町は、避難勧告等の的確な判断に資するため、气象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。</p> <p>エ 市町は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し<u>避難の勧告</u>をすることとする。<u>また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示</u>をすることとする。</p> <p>カ 市町は、要援護者への避難準備・高齢者等避難開始、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</p> <p>キ～コ (略)</p>	<p>風水害等対策計画            第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第4節 避難対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 避難の実施            (1) (略)            (2) 避難のための勧告及び指示            ① 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報の基準</u></p> <p>ア 市町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「<u>警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令することとする。</p> <p>イ 市町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。</p> <p>ウ 市町は、避難勧告等の的確な判断に資するため、气象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。</p> <p>エ 市町は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断すること。</p> <p>オ 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「<u>警戒レベル4、避難勧告</u>」を発令することとする。<u>地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に「警戒レベル4、避難指示(緊急)」を発令することとし、災害が実際に発生していることを把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、災害発生情報」を発令することとする。</u></p> <p>カ 市町は、要援護者への避難準備・高齢者等避難開始、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したとき、<u>また、災害発生情報を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</u></p> <p>キ～コ (略)</p>	<p>平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))改定により、5段階の警戒レベルを用いて気象庁等から防災情報が提供されるようになったことから、市町からの避難勧告の発令や伝達文例を修正</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由																										
<p><b>三類型の避難勧告等一覧</b></p> <table border="1" data-bbox="157 197 1142 814"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況</td> <td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔参考〕避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令の参考となる情報</p> <p>○河川等の氾濫………水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）</p> <p>○雨水出水………公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）</p> <p>○土砂災害………濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等</p> <p>○高潮………潮位の状況（警戒潮位、高潮特別警戒水位等）、海岸の状況、気象状況等</p> <p>（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）</p> <p>② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の内容</p> <p>市町長等は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が出された地域名</p> <p>イ 避難経路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>		発令時の状況	住民に求める行動	避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	<p><b>避難勧告等一覧</b></p> <table border="1" data-bbox="1270 197 2199 940"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル4</td> <td>避難勧告</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令</td> <td>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</td> <td>・既に災害が発生している状況  ・命を守るための最善の行動</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔参考〕避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令の参考となる情報</p> <p>○河川等の氾濫………水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）</p> <p>○雨水出水………公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）</p> <p>○土砂災害………濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等</p> <p>○高潮………潮位の状況（警戒潮位、高潮特別警戒水位等）、海岸の状況、気象状況等</p> <p>（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）</p> <p>② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の内容</p> <p>市町長等は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報が出された地域名</p> <p>イ 避難経路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>	区 分	発令時の状況	住民に求める行動	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	警戒レベル4	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	警戒レベル5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	・既に災害が発生している状況  ・命を守るための最善の行動	
	発令時の状況	住民に求める行動																										
避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																										
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始																										
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動																										
区 分	発令時の状況	住民に求める行動																										
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況																										
警戒レベル4	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況																										
	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況																										
警戒レベル5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	・既に災害が発生している状況  ・命を守るための最善の行動																										

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>&lt;伝達文例&gt;</p> <p>□ 避難準備・高齢者等避難開始 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を出しました。〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。</p> <p>□ 避難勧告 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に避難勧告を出しました。〇〇地区に避難勧告を出しました。〇〇川の水位が上昇し、溢れるおそれがあります。速やかに近所の方にも声を掛け合って〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。</p> <p>□ 避難指示(緊急) 緊急放送、緊急放送、避難指示(緊急)発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に対する避難勧告を避難指示(緊急)に切り替えました。〇〇地区に対する避難勧告を避難指示(緊急)に切り替えました。〇〇川が決壊するおそれが高まっており、危険です。緊急に〇〇公民館へ全員避難すること。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避すること。なお、浸水により〇〇道は通行できません。</p> <p>[ 新 設 ]</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>③ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報</u>の伝達方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、<u>災害発生情報</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>&lt;伝達文例&gt;</p> <p>□ <u>警戒レベル3</u>、避難準備・高齢者等避難開始 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル3</u>、避難準備・高齢者等避難開始発令。こちらは、〇〇市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に<u>警戒レベル3</u>、避難準備・高齢者等避難開始を出しました。〇〇地区に<u>警戒レベル3</u>、避難準備・高齢者等避難開始を出しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。</p> <p>□ <u>警戒レベル4</u>、避難勧告 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4</u>、避難勧告発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に<u>警戒レベル4</u>、避難勧告を出しました。〇〇地区に<u>警戒レベル4</u>、避難勧告を出しました。〇〇川の水位が上昇し、溢れるおそれがあります。速やかに近所の方にも声を掛け合って〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。</p> <p>□ <u>警戒レベル4</u>、避難指示(緊急) 緊急放送、緊急放送、<u>警戒レベル4</u>、避難指示(緊急)発令。こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に対する避難勧告を避難指示(緊急)に切り替えました。〇〇地区に対する避難勧告を避難指示(緊急)に切り替えました。〇〇川が決壊するおそれが高まっており、危険です。緊急に〇〇公民館へ全員避難すること。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避すること。なお、浸水により〇〇道は通行できません。</p> <p>□ <u>警戒レベル5</u>、<u>災害発生情報</u> <u>緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。</u>こちらは、〇〇市です。〇時〇分に〇〇地区に<u>警戒レベル5</u>、<u>災害発生情報</u>を出しました。〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 (略) 第2 内容 1 県の組織 (1)～(2) (略) (3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部 兵庫県災害警戒本部 設置基準 1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき  (4)～(6) (略) 2～3 (略)</p>	<p>地震災害対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第1 (略) 第2 内容 1 県の組織 (1)～(2) (略) (3) 兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部 兵庫県災害警戒本部 設置基準 1 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、県内の地域にもかなりの震度が予想される場合で、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき  (4)～(6) (略) 2～3 (略)</p>	<p>令和元年5月31日より南海トラフ地震臨時情報の提供が開始されたことから、発表時の対応について新たに記載</p>
<p>地震災害対策計画 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第2章 災害対策本部の設置等 第1節 災害対策本部等の設置 第1 (略) 第2 内容 1 県の災害対策本部等の設置 知事は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに兵庫県災害対策本部及び必要に応じて兵庫県災害対策地方本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。  (→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」の項を参照) 2～3 (略)</p>	<p>地震災害対策計画 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第2章 災害対策本部の設置等 第1節 災害対策本部等の設置 第1 (略) 第2 内容 1 県の災害対策本部等の設置 知事は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模等の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに兵庫県災害対策本部及び必要に応じて兵庫県災害対策地方本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。 <u>防災監は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合等、災害応急対策に備えるため必要があると認められるときは兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。</u> (→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織の設置」の項を参照) 2～3 (略)</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策 第1 (略) 第2 内容 1 不特定多数の者が利用する施設 (1) 各施設に共通する事項 ① 津波警報等の入場者等への伝達 ②～⑨ (略) (2) (略) 2～5 (略)</p>	<p>地震災害対策計画 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策 第1 (略) 第2 内容 1 不特定多数の者が利用する施設 (1) 各施設に共通する事項 ① 津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達 ②～⑨ (略) (2) (略) 2～5 (略)</p>	
<p>地震災害対策計画 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、市町〕  第1 (略) 第2 内容 1 南海トラフ沿いにおける地震が時間差で連続して発生する場合への対応 (1) 対応方針 ① 県、市町は、南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。 ② 先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、後発地震（例：南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限った避難の実施を検討することとする。 数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。 ③ 県は、連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域応援計画を作成することとする。 (2) 応急危険度判定の迅速化等 県、市町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立ち入り禁止を強く呼びかけることとする。</p>	<p>地震災害対策計画 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部住宅建築局、県施設所管部局、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者、市町〕  第1 (略) 第2 内容 1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表 気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。 (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報 (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能</p>	



現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>〔新設〕</p>	<p>性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報</p> <p>2 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について、津波警報・注意報発令時の伝達系統に準じて実施することとする。</p> <p>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第3節「津波に関する情報の伝達等」の項を参照)</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>① 防災組織の設置</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、必要に応じて兵庫県災害警戒本部及び兵庫県災害警戒地方本部を設置することとする。</p> <p>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第2章「災害対策本部の設置等」第1節「災害対策本部等の設置」の項を参照)</p> <p>市町その他の防災関係機関における防災組織については、各機関が定めるところによる。</p> <p>② 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p> <p>③ 消防機関等の活動</p> <p>市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のためにとる措置を定めるものとする。</p> <p>県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
	<p><u>必要な措置をとることとする。</u>  <u>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第5節「消防機関等の活動」の項を参照)</u></p> <p>④ <u>水道、電気、ガス、通信、放送関係</u>  <u>県、市町は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</u>  <u>(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第6節「食料・飲料水及び物資の供給」第2款「応救給水の実施」の項を参照)</u>  <u>その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。</u>  <u>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第6節「水道、電気、ガス、通信、放送関係」の項を参照)</u></p> <p>⑤ <u>交通対策</u>  <u>県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u>  <u>その他交通対策に関わる防災関係機関は、津波災害に備えて必要な対策を講じるものとする。</u>  <u>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第7節「交通対策」の項を参照)</u></p> <p>⑥ <u>県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策</u>  <u>県、市町は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講じるものとする。</u>  <u>(→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照)</u></p> <p>(4) <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</u></p> <p>① <u>対策会議の開催</u>  <u>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて兵庫県災害対策連絡会議設置要綱に基づく地震災害対策連絡会議を開催することとする。</u></p> <p>② <u>災害応急対策をとるべき期間等</u>  <u>県、市町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、</u></p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>2 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 南海トラフ沿いにおける地震が連続発生する場合への対応</p> <p>(2) その他必要な事項</p>	<p><u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u></p> <p>③ 県、市町のとるべき措置</p> <p><u>県、市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</u></p> <p><u>また、県、市町が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。</u></p> <p><u>（→第6編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第4章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第8節「県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策」の項を参照）</u></p> <p>3 市町推進計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 南海トラフ沿いにおける地震が連続発生する場合への対応</p> <p>(2) その他必要な事項</p>	

(4) 要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成等（水防法、土砂災害防止法の改正）

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実 第1 (略) 第2 内容 1 浸水想定区域 (1) 浸水想定区域の指定・公表等 ① 洪水浸水想定区域 国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。<u>また、知事は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、関係市町へ浸水想定情報を提供しよう努めるものとする。</u> ②～③ (略)  (2) 浸水想定区域における避難確保措置 (略) 浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を住民へ周知することとする。  (3)～(5) (略) 2 (略)  参考 【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】 洪水浸水想定区域の指定【法第14条第1項】 指定区域及び想定される浸水深の明示【法第14条第2項】</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 水防対策等の充実 第1 (略) 第2 内容 1 浸水想定区域 (1) 浸水想定区域の指定・公表等 ① 洪水浸水想定区域 国土交通大臣または知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、<u>関係市町に通知する。あわせて、知事は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川についても、総合治水条例に基づき、洪水浸水想定区域の指定を行うとともに、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町に通知する。</u> ②～③ (略)  (2) 浸水想定区域における避難確保措置 (略) 浸水想定区域をその区域に含む市町は、市町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を住民へ周知することとする。 <u>浸水区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</u> (3)～(5) (略) 2 (略)  参考 【水防法に基づく事務処理の流れ：河川】 洪水浸水想定区域の指定【法第14条第1項】 指定区域及び想定される浸水深等の明示【法第14条第2項】</p>	<p>水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の避難確保計画作成や、避難訓練の実施が義務化されたことから、その旨を反映するとともに、市町から計画作成を指示する旨を記載</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>指定区域及び想定される浸水深の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】</p> <p>市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。【法第15条の2第1項及び第2項】</p>	<p>指定区域及び想定される浸水深等の公表及び関係市町への通知【法第14条第3項】  <u>洪水予報河川等以外の河川のうち洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。【法第15条の11】</u></p> <p>市町村地域防災計画に定められた地下街等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。【法第15条の2第1項及び第3項】</p> <p><u>市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しなければならない。【法第15条の3第1項及び第2項】</u></p>	
<p>風水害等対策計画  第2編 災害予防計画  第2章 災害応急対策への備えの充実  第18節 土砂災害対策の充実  第1 (略)  第2 内容  1～3 (略)  4 市町の責務  (1) (略)  (2) 災害時要援護者が利用する施設に対する対応  市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、<u>施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定めることとする。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p>風水害等対策計画  第2編 災害予防計画  第2章 災害応急対策への備えの充実  第18節 土砂災害対策の充実  第1 (略)  第2 内容  1～3 (略)  4 市町等の責務  (1) (略)  (2) 災害時要援護者が利用する施設に対する対応  市町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設が<u>あって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市町地域防災計画に定めることとする。</u></p> <p><u>また、土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市町長は同計画を作成するよう指示することとする。</u></p> <p>5～6 (略)</p>	

(5) 被災市町村応援職員確保システムに基づく職員の派遣

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画            第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第4節 防災関係機関等との連携促進            第3款 県外の被災地に対する応援            第1 (略)            第2 内容            1～3 (略)            4 県外災害ひょうご緊急支援隊の派遣            県は、県外における大規模災害時に、<u>県外災害ひょうご緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、<u>県外災害ひょうご緊急支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム(先遣隊)、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。</u></u>            支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。</p> <p>5 (略)  <u>[ 新規 ]</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画            第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第4節 防災関係機関等との連携促進            第3款 県外の被災地に対する応援            第1 (略)            第2 内容            1～3 (略)            4 ひょうご災害緊急支援隊の派遣            県は、県外における大規模災害時に、ひょうご災害緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、ひょうご災害緊急支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、<u>関西広域連合の緊急派遣チーム(先遣隊)、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。</u>            支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。</p> <p>5 (略)            6 <u>被災市区町村応援職員確保システムによる応援職員の派遣</u>  <u>県及び市町は、被災市区町村応援職員確保システムに基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員として職員を派遣するものとする。</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>国防災基本計画と同様に、県は職員を災害マネジメント総括支援員及びそれを補佐する災害マネジメント支援員として派遣する旨を記載</p>

2 平成30年度の災害等を踏まえた修正

(1) 危険ブロック塀の倒壊防止対策

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 建築物等の耐震性の確保 第1 (略) 第2 内容 1～6 (略) 7 ブロックべいの倒壊防止対策 県、市町は、ブロックべいの倒壊防止対策の実施に努めることとする。 (1) ブロックべいの造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発 (2) ブロックべいの危険箇所の調査 (3) 危険なブロックべいの造り替えや生け垣化の奨励  (4) 建築基準法の遵守、指導 8～10 (略)</p>	<p>地震災害対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第3節 建築物等の耐震性の確保 第1 (略) 第2 内容 1～6 (略) 7 ブロックべいの倒壊防止対策 県、市町は、ブロックべいの倒壊防止対策の実施に努めることとする。 (1) ブロックべいの造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発 (2) ブロックべいの危険箇所の調査 (3) 危険なブロックべいの造り替えや生け垣化の奨励 (4) <u>危険なブロックべいの撤去への支援</u> (5) 建築基準法の遵守、指導 8～10 (略)</p>	<p>平成30年度大阪北部地震の教訓を踏まえ、危険なブロック塀の撤去に向けた支援を行う旨を記載</p>

(2) 災害時帰宅困難者等への支援

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 <u>災害時帰宅困難者対策の推進</u> 第1 趣旨 大地震により交通機能が停止した場合、神戸・阪神地域を中心に速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、<u>災害時帰宅困難者対策</u>について定める。 第2 内容 1 災害時帰宅困難者への支援 (1)～(2) (略) (3) 市町は、帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図ることとする。また、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや災害時要援護者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めることとする。 〔新設〕</p>	<p>地震災害対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 <u>通勤・通学・帰宅困難者対策の推進</u> 第1 趣旨 大地震により交通機能が停止した場合、神戸・阪神地域を中心に速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、<u>通勤・通学・帰宅困難者対策</u>について定める。 第2 内容 1 <u>通勤・通学・帰宅困難者への支援</u> (1)～(2) (略) (3) 市町は、<u>通勤・通学</u>、<u>帰宅途中</u>その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図ることとする。また、<u>滞在場所等</u>の確保に当たっては、男女のニーズの違いや災害時要援護者の多様なニーズに配慮した滞在場所等の運営に努めることとする。 (4) 県は、<u>一時滞在施設の確保など通勤・通学・帰宅困難者対策に係る市町の取り組み</u>について支援することとする。</p>	<p>帰宅困難者に加え、通勤・通学その他外出先の者に対しても一時滞在施設を提供するとともに、一時滞在施設の確保など市町の取組を支援する旨を記載</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>(4) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。</p> <p>(5) 県、市町、関係事業者は、災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(5) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。</p> <p>(6) 県、市町、関係事業者は、災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて<u>通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保</u>を図ることとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	

### (3) 企業における防災・減災対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 企業等の平常時対策 (1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第4節 企業等の地域防災活動への参画推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 企業等の平常時対策 (1) (略)</p> <p>(2) 県、市町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。</p> <p>また、県は、災害時において事業の継続が図られるよう、<u>企業の事業継続計画（BCP）作成にむけた支援を行うこととする。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>災害発生時の企業の事業継続が図られるよう、事業継続計画（BCP）の策定支援を行う旨を記載</p>



(4) 避難対策の充実

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～10 (略) 〔新設〕</p> <p>11 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1) 指定緊急避難場所の指定箇所 (2) 指定避難所の指定箇所 (3) 管理・運営体制の整備 (4) 設備・備蓄等の整備 (5) 運営組織の育成 (6) その他必要な事項</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～10 (略) 11 「マイ避難カード」の普及による県民の避難意識の向上 県、市町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、県民の避難意識の向上を図ることとする。</p> <p>12 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1) 指定緊急避難場所の指定箇所 (2) 指定避難所の指定箇所 (3) 管理・運営体制の整備 (4) 設備・備蓄等の整備 (5) 運営組織の育成 (6) その他必要な事項</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>避難対策の充実を図るため、ひょうご防災ネットの普及促進を図るほか、「マイ避難カード」の普及により県民の避難意識の向上を図る旨を記載</p>
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の育成 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 自主防災組織の育成 (1)～(2) (略) (3) 自主防災組織の活動 ①～② (略) ③ 活動内容 ア 平時の活動 (ア)～(ケ) (略) 〔新設〕 イ (略) ④ (略) (4) (略) 3 (略)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の育成 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 自主防災組織の育成 (1)～(2) (略) (3) 自主防災組織の活動 ①～② (略) ③ 活動内容 ア 平時の活動 (ア)～(ケ) (略) 〔コ〕地域における「マイ避難カード」作成の普及促進 イ (略) ④ (略) (4) (略) 3 (略)</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
(地震災害対策計画にも同様の記載あり)	(地震災害対策計画も同様に修正)	
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 地域住民に対する通信連絡手段の整備 県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 地域住民に対する通信連絡手段の整備 県、市町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。<u>また、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実を図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図ることとする。</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

(5) 災害時要援護者対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1 災害時要援護者支援体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。 自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むことと</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第15節 災害時要援護者支援対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1 災害時要援護者支援体制の整備 (1)～(3) (略) (4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。 自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画（誰が、いつ、どのよう</p>	<p>防災と福祉の連携を図り、災害時要援護者に対する支援体制を構築するため、情報発信や人材育成を実施する旨を記載</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p><u>な方法で、どこへ等)の策定に取り組むこととする。</u></p> <p><u>県は、防災と福祉の連携の促進を図るため、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

(6) 災害ボランティア活動に対する支援の充実

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (1) (略) (2) 災害ボランティアの確保と調整 ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。  ② (略) ③ 県、ひょうごボランティアプラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行等の支援を行うこととする。 (3) (略) 2 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (1) (略) (2) 災害ボランティアの確保と調整 ① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。</u> ② (略) ③ 県、ひょうごボランティアプラザは、必要に応じ、災害ボランティアの募集に係る広報、スーパーバイザー等の派遣、ボランティアバスの運行、<u>ボランティアの活動助成等の支援を行うこととする。</u> (3) (略) 2 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>災害ボランティア活動の更なる充実を図るため、NPO等との連携や中間支援組織を含めた連携体制の構築、ボランティア団体への活動助成を行う旨を記載</p>

(7) 市町の応援・受援・業務継続体制の構築及び充実

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 応援・受援体制の整備 県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第3節 広域防災体制の確立 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 応援・受援体制の整備 県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。<u>また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</u></p> <p>4～8 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>応援・受援体制の整備を図るため、市町の受援体制の構築及び充実のための研修を実施する旨を記載</p>

(8) 日本海沿岸の津波対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 東日本大震災を踏まえた対策の実施 県は、<u>南海トラフ地震について、東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行った。</u> 県、市町は、上記シミュレーションにより得た津波水位に基づき、津波災害対策を進めることとする。</p> <p>2 防潮堤等の整備 (略)</p>	<p>地震災害対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 東日本大震災を踏まえた対策の実施 県は、<u>東日本大震災を踏まえて国が行う南海トラフの巨大地震・日本海における大規模地震による津波の推計結果を基本に、兵庫県に被害を及ぼす最大クラスの津波を想定し、津波浸水被害シミュレーションを行った。</u> 県、市町は、<u>上記シミュレーションにより得た津波水位等を踏まえ、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム、日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムに基づき、ハード・ソフト両面からの津波災害対策を進めることとする。</u></p> <p>2 防潮堤等の整備 (略)</p>	<p>南海トラフ巨大地震に加え、日本海における大規模地震を想定した津波災害対策を進めるため、南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム及び日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラムに基づき、ハード・ソフト両面からの対策を実施する旨を記載</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由																														
<p>3～8 (略)</p>	<p>【参 考】防潮堤等の整備に関する県の計画  <u>県は、以下の計画に基づき、津波対策に向けた防潮堤等の整備を実施する。</u></p> <p>○ 津波防災インフラ整備計画  <u>南海トラフ地震による津波被害の軽減を図るため、防潮堤等の沈下対策・防潮水門の耐震対策等の対策内容をとりまとめた計画であり、沿岸部の特性に応じた効果的かつ効率的な津波対策を計画的に推進</u></p> <p>【事業内容】</p> <table border="1" data-bbox="1299 396 2169 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>箇 所 名</th> <th>主な対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">重 点 整 備 地 区 ※</td> <td>福良港 [南あわじ市]</td> <td>湾口防波堤整備、防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>阿万港 [南あわじ市]</td> <td>水門整備、防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>沼島漁港 [南あわじ市]</td> <td>港口水門整備、防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>洲本地区 [洲本市]</td> <td>水門整備、防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）[尼崎市]</td> <td>防潮堤等の越流対策、防潮堤の沈下対策等</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区）[西宮市]</td> <td>防潮堤の沈下対策等</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港（西宮・今津地区）[西宮市]</td> <td>防潮堤の越流対策等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※レベル2津波等で、甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区に設定</p> <p>○ 日本海津波防災インフラ整備計画  <u>日本海沿岸地域における津波被害の軽減を図るため、防潮堤の整備等の対策内容をとりまとめた計画であり、沿岸部の特徴に応じた効果的かつ効率的な津波対策を計画的に推進</u></p> <p>【事業内容】</p> <table border="1" data-bbox="1299 879 2160 1010"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>地区名</th> <th>主な対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市</td> <td>気比、津居山・瀬戸、竹野、濱須井</td> <td>堤防嵩上げ等</td> </tr> <tr> <td>香美町</td> <td>無南垣、浦上、沖浦、香住、下浜、余部</td> <td>防潮堤整備等</td> </tr> <tr> <td>新温泉町</td> <td>居組</td> <td>堤防嵩上げ等</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p>		箇 所 名	主な対策内容	重 点 整 備 地 区 ※	福良港 [南あわじ市]	湾口防波堤整備、防潮堤整備等	阿万港 [南あわじ市]	水門整備、防潮堤整備等	沼島漁港 [南あわじ市]	港口水門整備、防潮堤整備等	洲本地区 [洲本市]	水門整備、防潮堤整備等	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）[尼崎市]	防潮堤等の越流対策、防潮堤の沈下対策等	尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区）[西宮市]	防潮堤の沈下対策等	尼崎西宮芦屋港（西宮・今津地区）[西宮市]	防潮堤の越流対策等	市町名	地区名	主な対策内容	豊岡市	気比、津居山・瀬戸、竹野、濱須井	堤防嵩上げ等	香美町	無南垣、浦上、沖浦、香住、下浜、余部	防潮堤整備等	新温泉町	居組	堤防嵩上げ等	
	箇 所 名	主な対策内容																														
重 点 整 備 地 区 ※	福良港 [南あわじ市]	湾口防波堤整備、防潮堤整備等																														
	阿万港 [南あわじ市]	水門整備、防潮堤整備等																														
	沼島漁港 [南あわじ市]	港口水門整備、防潮堤整備等																														
	洲本地区 [洲本市]	水門整備、防潮堤整備等																														
	尼崎西宮芦屋港（尼崎地区）[尼崎市]	防潮堤等の越流対策、防潮堤の沈下対策等																														
	尼崎西宮芦屋港（鳴尾地区）[西宮市]	防潮堤の沈下対策等																														
	尼崎西宮芦屋港（西宮・今津地区）[西宮市]	防潮堤の越流対策等																														
市町名	地区名	主な対策内容																														
豊岡市	気比、津居山・瀬戸、竹野、濱須井	堤防嵩上げ等																														
香美町	無南垣、浦上、沖浦、香住、下浜、余部	防潮堤整備等																														
新温泉町	居組	堤防嵩上げ等																														

(9) 社会基盤施設の老朽化対策の推進（ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画）

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画  第2編 災害予防計画  第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備  第3節 建築物等の耐震性の確保  第1 (略)  第2 内容  1～5 (略)  〔新設〕</p>	<p>地震災害対策計画  第2編 災害予防計画  第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備  第3節 建築物等の耐震性の確保  第1 (略)  第2 内容  1～5 (略)  6 社会基盤施設の老朽化対策の推進  <u>県、市町は急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保する。</u></p>	<p>社会基盤施設の老朽化対策を行うため、ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画に基づき、計画的・効率的な修繕・更新等を行う旨を記載</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由														
<p>6～10 (略)</p>	<p>【参 考】社会基盤施設の老朽化対策に関する県の計画</p> <p>○ ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画</p> <p>施設の安全性の確保はもとより、総コストの低減と予算の平準化を図り、計画的・効率的な老朽化対策を実施（2014年度策定、最新の点検結果・これまでの対策実施状況を踏まえ2018年度改定）</p> <p>【対策の方針】</p> <p>・損傷等があり、計画的な対策が必要な施設は、2028年度までに対策を概ね完了</p> <p>・点検で内部の損傷等の確認が困難な排水機場等の機械・電気設備は、損傷の度合いにかかわらず、分解整備・更新等の対策を定期的実施</p> <p>【主な計画対象施設】</p> <table border="1" data-bbox="1231 489 2166 716"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸</td> <td>排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>岸壁等係留施設、防波堤等外郭施設</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設</td> </tr> <tr> <td>下水</td> <td>下水道施設</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>公園施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>7～11 (略)</p>	区分	施設	道路	橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等	河川・海岸	排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等	港湾	岸壁等係留施設、防波堤等外郭施設	砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	下水	下水道施設	公園	公園施設	
区分	施設															
道路	橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路法面施設 等															
河川・海岸	排水機場、水門、陸閘、ダム施設、防潮堤、矢板護岸 等															
港湾	岸壁等係留施設、防波堤等外郭施設															
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設															
下水	下水道施設															
公園	公園施設															

(10) 山地防災・土砂災害対策の推進（第3次山地防災・土砂災害対策計画）

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水地策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 (略) 1 (略) 2 山の管理の徹底・土砂災害対策</p> <p>近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。</p> <p>(1) 土砂災害対策の推進（第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画）</p> <p>[人家等保全対策]</p> <p>保全対象の人家が多い未対策箇所(概ね5戸以上)のうち、災害発生時に影響が大きい谷出口周辺等に人家がある箇所など、緊急性が高い箇所等で、砂防堰堤等の整備を推進する。</p> <p>・630箇所（治山ダム350箇所、砂防堰堤等280箇所）を5年間で整備</p> <p>[流木・土砂流出防止対策]</p> <p>流木等による下流への被害拡大を防止するため、谷筋にスギ、ヒノキが植林</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水地策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 (略) 1 (略) 2 山の管理の徹底・土砂災害対策</p> <p>近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防堰堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。</p> <p>(1) 土砂災害対策の推進（第3次山地防災・土砂災害対策計画）</p> <p>[人家等保全対策]</p> <p>土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所等、治山ダムや砂防堰堤等を重点的に整備する。</p> <p>・828箇所（治山ダム438箇所、砂防堰堤等390箇所）を6年間で整備</p> <p>[流木・土砂流出防止対策]</p> <p>人工林率の高い谷筋や0次谷（谷の最上流部で明瞭な谷地形になる前の凹型</p>	<p>第3次山地防災・土砂災害対策計画（H30～H35）の策定に伴い、人家等保全対策として緊急性が高い箇所や、流木・土砂流出防止対策として人工林率の高い谷筋等での重点的な整備を実施する旨を追記</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>されている溪流等を対象に、緊急性の高い箇所から治山ダムの整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・194箇所を5年間で整備</li> </ul> <p>[災害に強い森づくり] 人工林が大半を占める溪流勾配15度以上の溪流に加え、谷上流部に勾配30度以上の凹型斜面がある15度未満の溪流で、災害緩衝林の造成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・165箇所を5年間で整備</li> </ul> <p>[災害対応] 平成26年8月豪雨災害で甚大な被害を受けた丹波市等で被災箇所の二次被害防止対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・64箇所（治山事業36箇所、砂防事業28箇所）を計画期間内に整備</li> </ul> <p>3 （略）</p>	<p>地形)の存在する山腹斜面において、流木災害や崩壊のおそれがある箇所に治山ダムや山腹工を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・240箇所を6年間で整備</li> </ul> <p>[災害に強い森づくり] 人工林が大半を占め、谷上流部に勾配30度以上の凹型斜面がある15度未満の溪流で、災害緩衝林の造成を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・38箇所を6年間で整備</li> </ul> <p>3 （略）</p>	

(11) 防災重点ため池の選定と第2次ため池整備5箇年計画の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由								
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第6款 ため池施設の整備 第1 趣旨 豪雨等によるため池施設の被害を防止するための対策について定める。</p> <p>第2 内容 1 事業計画 県（農政環境部）所管事業分 「ため池整備5箇年計画」（平成26年2月策定）に基づき、改修が必要なため池のうち特に緊急性が高いものについて、平成27年度から5箇年で、計画的かつ着実に整備を進めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 1675 863 1745"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td>ため池改修や総点検</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 周知及び広報 県は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、</p>	事業名	事業内容	ため池等整備事業	ため池改修や総点検	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第2節 水害の防止施設等の整備 第6款 ため池の整備 第1 趣旨 豪雨等によるため池の決壊等による被害を防止するための対策について定める。</p> <p>第2 内容 1 事業計画 県（農政環境部）所管事業分 県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として選定し、「第2次ため池整備5箇年計画」（平成31年2月策定）に基づき、決壊した場合に影響度が大きいため池のうち特に改修が必要なため池の整備、及び、利用実態・管理実態のないため池の廃止を計画的かつ着実に進める。</p> <table border="1" data-bbox="1193 1682 1920 1751"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池整備事業</td> <td>ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ため池災害の普及啓発 県は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心に、ため池管理者に対し、ため</p>	事業名	事業内容	ため池整備事業	ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止	<p>ため池の決壊等による被害を防止するため、決壊した場合に母屋等に被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として選定するとともに、第2次ため池整備5箇年計画に基づき、ため池の整備・廃止を計画的かつ着実に進める旨を記載</p>
事業名	事業内容									
ため池等整備事業	ため池改修や総点検									
事業名	事業内容									
ため池整備事業	ため池の改修や利用実態・管理実態のないため池の廃止									

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>点検・改修の技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。</p> <p>また、市町は決壊した場合に<u>大きな被害をもたらすおそれのあるため池</u>について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図ることとする。</p> <p>3 市町地域防災計画に定めるべき事項</p> <p>(1) <u>ため池施設の整備</u> 〔新設〕</p> <p>(2) その他必要な事項</p> <p>〔資料〕「<u>ため池分布表</u>」</p>	<p>池の点検・改修方法についての技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。</p> <p>また、市町は決壊した場合の<u>浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池</u>について、<u>緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。</u></p> <p>3 市町地域防災計画に定めるべき事項</p> <p>(1) <u>ため池施設の整備</u></p> <p>(2) <u>緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</u></p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>〔資料〕「<u>防災重点ため池</u>」</p>	

(12) 関西電力における災害予防・応援体制の充実

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1款 電力施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>〔新設〕</p>	<p>地震災害対策計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1款 電力施設の整備等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>関係機関との相互連携協力体制の構築</u></p> <p><u>関西電力は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>自治体との協調</u></p> <p><u>平常時には自治体の防災会議等へ参画し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。</u></p> <p>① <u>地方防災会議等への参画</u></p> <p><u>地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。</u></p> <p>② <u>災害対策本部等との協調</u></p> <p><u>この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。</u></p> <p>ア <u>災害に関する情報の提供および収集</u></p>	<p>平成30年6月に関西電力の「防災業務計画」を修正したことに伴い、関係機関との相互連携協力体制の構築、災害予防に関する事項、復旧用資機材等の確保・整備、応急対策の項目について、関西電力の取組を修正</p>



現 行	修 正 案	修 正 理 由
	<p><u>イ 災害応急対策および災害復旧対策</u></p> <p>(2) <u>防災関係機関との協調</u>  <u>地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。</u></p> <p>(3) <u>他電力会社等との協調</u>  <u>他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</u></p> <p>(4) <u>地域貢献</u>  <u>地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、当社施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。</u></p> <p><u>2 災害予防に関する事項</u></p> <p>(1) <u>防災教育</u>  <u>関西電力は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</u>  <u>また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動および津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>防災訓練</u>  <u>関西電力は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</u>  <u>なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u>  <u>さらに、関西電力は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。</u>  <u>なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p> <p>(3) <u>津波からの避難対策</u>  <u>関西電力は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、</u></p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p><u>関西電力株は、次の内容により電力施設の整備等を推進することとする。</u></p> <p>1 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p>(1) 震災対策 経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。</p> <p>(以下、「1 電力設備の災害予防措置に関する事項」に係る記載略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。</u></p> <p>(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項 <u>関西電力は、当社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。</u></p> <p>(i) 震災対策 経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。</p> <p>(以下、「(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項」に係る記載略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 復旧用資機材等の確保および整備 <u>関西電力は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。</u></p> <p>① 復旧用資機材の確保 <u>平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</u></p> <p>② 復旧用資機材の輸送 <u>平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</u></p> <p>③ 復旧用資機材の整備点検 <u>平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。</u></p> <p>④ 復旧用資機材の広域運営 <u>平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>⑤ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 <u>平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</u></p> <p>⑥ 復旧用資機材の仮置場の確保 <u>災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</u> <u>また、南海トラフ巨大地震が発生した場合に対処するため、上記対応に加え、広域運用できる体制を整備するとともに、自治体等の被害想定に従い、次の方策を実施する。</u></p> <p>ア 復旧用資機材の分散配備 <u>復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。</u></p> <p>イ 食料・医療・医薬品等生活必需品の充実 <u>津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</u></p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p><u>3 電気事故の防止</u></p> <p>(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等</p> <p>(以下、「3 電気事故の防止」に係る記載略)</p> <p><u>4 非常対策用資機材等の確保および整備</u></p> <p>(1) <u>災害対策用資機材の確保</u> 本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>(2) <u>災害対策用資機材等の輸送</u> 本店、支社等および業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>(3) <u>災害対策用資機材等の整備点検</u> 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p> <p>(4) <u>災害対策用資機材等の広域運営</u> 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>(5) <u>食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</u> 本店、支店等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</p> <p>(6) <u>災害対策用資機材等の仮置場</u> 災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p><u>5 防災教育、防災訓練の実施</u></p> <p>(1) <u>防災教育</u> 本店、支社等および業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</p> <p>(2) <u>防災訓練</u> 本店、支社等および業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</p>	<p><u>5 電気事故の防止</u></p> <p><u>関西電力は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等</p> <p>(以下、「5 電気事故の防止」に係る記載略)</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>6 他電力会社等との協調  <u>他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。</u></p> <p style="text-align: center;">(風水害等対策計画にも同様の記載あり)</p> <p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開  第17節 ライフラインの応急対策の実施  第1款 電力の確保  第2 内容  2 関西電力(株)の応急対策  (1) 災害応急対策に関する事項  ① 対策要員の確保  ア <u>夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u>  イ <u>対策組織が設置された場合、対策要員は、すみやかに所属する対策組織に出勤する。</u>  <u>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。</u>  ② 復旧要員の広域運営  <u>他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。</u>  ③ 非常災害時の体制  <u>各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。</u>  ④ 災害時における情報の収集、連絡  <u>災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。</u>  ア <u>気象、地象情報</u>  イ <u>一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報</u></p>	<p style="text-align: center;">(風水害等対策計画も同様に修正)</p> <p>第3編 災害応急対策計画  第3章 円滑な災害応急活動の展開  第17節 ライフラインの応急対策の実施  第1款 電力の確保  第2 内容  2 関西電力(株)の応急対策  (1) 防災体制  ① 地域における防災体制  <u>関西電力の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</u>  <u>神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</u>  a. <u>神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部</u>  b. <u>神戸および播磨・但馬地域発販部門等非常災害対策本部</u>  c. <u>送配電カンパニー神戸および姫路電力本部非常災害対策本部</u>  d. <u>神戸および播磨・但馬地域発販部門等警戒本部</u>  e. <u>送配電カンパニー神戸および姫路電力本部警戒本部</u>  * <u>発販部門等とは関西電力から送配電カンパニーを除いた組織をいう。</u>  ② 総本部の設置基準  <u>総本部の設置基準は、次のとおりとする。</u>  ア <u>次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。</u>  a. <u>神戸および播磨・但馬地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合</u>  b. <u>神戸および播磨・但馬地域内に大津波警報が発令された場合</u>  c. <u>南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発令された場合</u>  d. <u>南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合</u>  イ <u>総本部の設置については、発販部長と送配電部長が協議し、決定する。</u>  a. <u>非常災害が発生した場合または発生することが予想される場合にあつて、発販部門等および電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合</u></p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>ウ 社外対応状況  エ 電力施設等の被害状況および復旧状況  オ 停電による主な影響状況  カ 復旧資材、復旧要員、食糧等に関する事項  キ 従業員等の被災状況  ク その他災害に関する情報</p> <p>⑤ 災害時における復旧資機材の確保</p> <p>ア 調達  <u>対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。</u>  (7) 現地調達  (イ) 対策組織相互の流用  (ウ) 他電力会社等からの融通</p> <p>イ 輸送  <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p>ウ 復旧資材置場等の確保  <u>災害時において、復旧資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</u></p> <p>(2) 復旧作業過程</p> <p>① 復旧順位  <u>復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u>  <u>なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</u></p> <p>② 災害時における広報</p> <p>ア 広報活動  <u>災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。</u>  <u>また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編第5章第4節第3項(2)に定める広報活動を行う。</u></p> <p>イ 広報の方法  <u>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p>(3) 災害時における危険予防措置  <u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、</u></p>	<p>b. その他必要な場合</p> <p>③ 体制の確立  <u>関西電力は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。</u>  ア 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。  イ 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。</p> <p>(2) 災害応急対策に関する事項</p> <p>① 災害時における情報の収集、連絡  <u>地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。</u>  (一般情報)  ア 気象、地象情報  イ 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）</p> <p>ウ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）  エ その他災害に関する情報（交通状況等）  (当社被害情報)</p> <p>オ 電力施設等の被害状況および復旧状況  カ 停電による主な影響状況  キ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項  ク 従業員等の被災状況  ケ その他災害に関する情報</p> <p>② 情報の集約  <u>本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</u></p> <p>③ 通話制限  <u>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(3) 災害時における広報  <u>対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。</u></p> <p>① 広報活動  <u>災害が発生した場合または発生することが予想される場合において停電に</u></p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>(4) 災害時における電力の融通</p> <p>災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合、本店の対策組織は、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」および電力広域的運営推進機関の指示に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p>	<p>よる社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2編第4章第7節第1款で定める広報活動を行う。</p> <p>② 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p> <p>(4) 要員の確保</p> <p>① 対策組織要員の確保</p> <p>ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。</p> <p>イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</p> <p>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。</p> <p>② 復旧要員の広域運営</p> <p>関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</p> <p>(5) 災害時における復旧用資機材の確保</p> <p>対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</p> <p>① 調達</p> <p>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</p> <p>ア 現地調達</p> <p>イ 対策組織相互の流用</p> <p>ウ 他電力会社等からの融通</p> <p>② 輸送</p> <p>復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</p> <p>③ 復旧用資機材置場等の確保</p> <p>災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</p> <p>(6) 災害時における電力の融通</p> <p>災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
	<p>(7) 災害時における危険予防措置  <u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p> <p>(8) 災害時における応急工事  <u>対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。</u></p> <p>① 応急工事の基本方針  <u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。</u></p> <p>② 応急工事基準  <u>災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</u></p> <p>ア 水力・火力発電設備  <u>共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p>イ 送電設備  <u>ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p>ウ 変電設備  <u>機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</u></p> <p>エ 配電設備  <u>非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。</u></p> <p>オ 通信設備  <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。</u></p> <p>③ 災害時における安全衛生  <u>応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。</u></p> <p>(9) ダムの管理  <u>関西電力は、ダムの管理を次のとおり実施する。</u></p> <p>① 管理方法  <u>ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。</u></p> <p>② 洪水時の対策  <u>洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。</u></p> <p>③ 通知、警告  <u>ダム放流を開始する前には、関係官庁および地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。</u></p> <p>④ ダム放流  <u>ダム放流に当たっては、「ダム操作規程」または「ダム管理規程」等に基づ</u></p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
	<p>き、<u>下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。</u></p> <p><u>なお、必要に応じ、河川パトロール等も実施する。</u></p> <p>(10) <u>津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項</u></p> <p><u>本店および地域の非常災害対策総本部長は、津波の来襲に備え、次の事項を実施する。</u></p> <p>① <u>情報伝達、避難誘導</u></p> <p><u>気象台からの津波警報等に関する情報は、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて、速やかに従業員へ周知する。また、緊急地震速報システム等により津波警報を受信した業務機関については、構内放送等を通じて構内の従業員および作業員等に安全な場所へ避難するよう周知する。</u></p> <p><u>なお、見学者、訪問者等に対しても、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。</u></p> <p>② <u>津波からの避難</u></p> <p><u>津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。</u></p> <p><u>その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。</u></p> <p>③ <u>津波来襲に備えた措置</u></p> <p><u>津波警報が発令された場合、火力発電所および浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検および巡視を実施する。</u></p> <p><u>ア 安全措置</u></p> <p><u>a. 高圧ガス、燃料等危険物の受入、払出、移送等の作業の停止</u></p> <p><u>b. 津波・高潮対策用設備（防潮扉等）の閉鎖</u></p> <p><u>c. 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止</u></p> <p><u>イ 緊急点検および巡視</u></p> <p><u>a. 転倒または移動するおそれのある設備の固定状況の点検</u></p> <p><u>b. 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検</u></p> <p><u>避難区域にある仕掛け工事および作業中の電力施設において、津波警報を確認した場合は、原則として工事および作業を中断するものとする。また、津波からの避難に要する時間を配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえで、可能な範囲で、上記ア、イに準じた措置を実施する。</u></p> <p>(11) <u>複数の巨大地震の時間差発生を考慮した措置</u></p> <p><u>複数の巨大地震が時間差発生した場合による被害の拡大を防止し、電力の安定供給を確保するため、本店および地域の非常災害対策総本部長の判断により、電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。</u></p> <p><u>なお、この場合において、津波、余震等のおそれなくなった後に、被害状</u></p>	



現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>(風水害等対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>況等を考慮し、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で実施するものとする。</p> <p>① 特別巡視、特別点検等 電力施設等に対する特別巡視、特別点検および機器調整等を実施する。</p> <p>② 通信網の確保 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等の社外防災機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。</p> <p>③ 応急安全措置 仕掛け工事および作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全および設備保安上の応急措置を実施する。</p> <p>(12) 災害復旧に関する事項</p> <p>① 復旧計画</p> <p>ア 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。</p> <p>(a) 復旧応援要員の必要の有無 (b) 復旧要員の配置状況 (c) 復旧用資機材の調達 (d) 復旧作業の日程 (e) 仮復旧の完了見込 (f) 宿泊施設、食糧等の手配 (g) その他必要な対策</p> <p>イ 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。</p> <p>② 復旧順位 対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</p> <p>なお、送電設備、変電設備および配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。</p> <p>(風水害等対策計画も同様に修正)</p>	